

電子航法研究所公益通報者保護規程

制定 平成28年4月1日 電子研規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、電子航法研究所(以下「研究所」という。)における公益通報の適正な処理の仕組み、公益通報者の保護その他公益通報について必要な事項を定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、もって研究所の適切かつ健全な業務運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、研究所の役員、職員、契約職員及び契約研究員並びに役員、職員、契約職員及び契約研究員以外の者であって研究所の業務に従事する者(以下「役職員等」という。)について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、研究所に通報することをいう。

- 一 研究所の役員、職員、契約職員及び契約研究員
 - 二 労働者派遣契約に基づいて研究所の業務に従事する派遣労働者
 - 三 研究所の請負契約その他の契約に基づいて他の事業者が事業を行う場合における当該事業に従事する者
- 2 この規程において、「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。
- 3 この規程において、「通報対象事実」とは、法令・条例及び研究所の定める内部規定の違反その他研究所の適正な業務運営を阻害する行為または阻害する恐れのある行為の事実とする。

(公益通報者保護統括責任者)

第3条 研究所に、公益通報者保護統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、研究統括監をもって充てる。統括責任者は、研究所における公益通報に関する事務を統括する。

(公益通報窓口の設置等)

第4条 研究所内における公益通報を受け付けるため、総務課に公益通報窓口を設置する。公益通報窓口は、受付管理者及び受付担当者を置く。

2 受付管理者は、総務部参事役とする。受付管理者は、公益通報窓口を行う事務を統括する。

- 3 受付担当者は、総務課課長補佐とする。受付担当者は、公益通報の受付事務を行う。
- 4 研究所内における公益通報に関する相談に応じる窓口は、第1項に規定する公益通報窓口を充てる。

(公益通報の手続)

- 第5条 公益通報は、書面、電話、電子メール及び面談により行うものとする。
- 2 受付管理者又は受付担当者は、公益通報を受け付けたときは、速やかに公益通報者に対し当該公益通報を受領した旨を通知し、統括責任者へ報告する。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合は、公益通報者に対する通知を除く。
 - 3 統括責任者は、当該公益通報の受理又は不受理を決定し、その結果を公益通報者に対し通知するものとする。不受理の場合は、その理由も通知するものとする。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合を除く。
 - 4 統括責任者は、公益通報を受理したときは、当該通報内容を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程（平成28年4月1日研究所規程第3号）第4条第1項第4号に定める内部統制推進責任者又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程（平成28年4月11日研究所規程第22号）第6条に定める管理責任者に報告する。
 - 5 統括責任者は、当該通報に基づく是正措置等の進捗状況及び結果を公益通報者に対し通知するものとする。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合を除く。

(不利益扱い等の禁止等)

- 第6条 所長は、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し解雇、派遣契約解除その他いかなる不利益な取扱い（以下「不利益扱い等」という。）をしてはならず、また、他の職員が公益通報をしたことを理由として公益通報者に対し不利益扱い等をすることを防止しなければならない。
- 2 所長は、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な処置をしなければならない。
 - 3 所長は、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し不利益扱い等をしていないか及び公益通報者の職場環境が悪化していないかを確認するとともに、必要に応じ改善策を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第7条 第4条及び第5条に定める業務に携わる者（以下「公益通報業務従事者」という。）及び所長は、正当な理由なく公益通報者に係る個人情報、公益通報の内容及び調査で得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 公益通報業務従事者は、前項に規定するもののほか、公益通報の処理の業務を行うに当たっては、公益通報者その他の関係者の信用、名誉、プライバシー等に十分配慮しなければならない。

(利益相反の排除)

第8条 公益通報に係る通報対象事実に関係する者（以下「関係当事者」という。）は、当該公益通報の処理に関与してはならない。

2 前項の場合において職務を代行する者が必要なときには、統括責任者が指名する者がこれに当たるものとする。

(周知徹底の義務)

第9条 統括責任者は、役職員等に対し、研究所における公益通報処理の体制等について周知徹底しなければならない。

(研修)

第10条 統括責任者は、前条における周知徹底のため、定期的に、また必要に応じて教育・研修を実施するものとする。

2 統括責任者は、公益通報業務従事者に対し、事実調査、その他の公益通報の処理の業務に必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究所における公益通報に関し必要な事項は、統括責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。